



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月28日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 人事委員会規則

※滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則..... 1

※滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則..... 21

○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 28

人事委員会規則

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。
令和5年3月28日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第3号

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条の3中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条の3第1項第1号および第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(i)」を「第2条第5号ア(i)」に改める。

第15条の2(見出しを含む。)中「第22条第2号」を「第21条第2号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年滋賀県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員が職員給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の適用を受ける職員となった場合における当該一般の派遣職員の当該適用を受けることとなった日以後の給与は、当分の間、第3条第6項および第7項の規定にかかわらず、当該日を派遣の日の前日とみなして同条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

付則に次の1項を加える。

3 前項の規定により給与の額の計算の基礎となる支給割合が決定された一般の派遣職員に対する第3条第7項および第8項の規定の適用については、同条第7項中「または前項」とあるのは「もしくは前項または付則第2項」と、同条第8項中「前2項」とあるのは「前2項ならびに付則第2項」とする。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第4条 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年滋賀県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4または第28条の5」を「第22条の4」に改める。

(職員の分限に関する規則の一部改正)

第5条 職員の分限に関する規則(昭和42年滋賀県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)付則第17項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、書面の交付によらないことを適当と認められる場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の定年等に関する規則(昭和60年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等の実施」を「の施行」に改める。

第4条中「別記様式第1号」を「別記様式第2号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により承認を得ようとする場合は、異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書(別記様式第1号)を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、前条の書面および履歴書の写しを添付するものとする。

第5条中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改める。

第6条の見出しを削り、同条中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、「係る勤務延長」の右に「(条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)」を加え、同条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制)

第7条 条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の職務の級が3級または4級の職(条例第6条第1号に掲げる職を除く。)
- (2) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)第2条第3項に規定する管理職手当の支給を受ける職
- (3) 職員の任用に関する規則(昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号)別表に定める職務段階が参事級以上の職(条例第6条第1号および前号に掲げる職を除く。)

第8条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校および市町立学校の校長ならびに人事委員会が別に定める職とする。

第9条 任命権者は、条例第9条各項の規定により異動期間の延長を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。条例第11条の規定により異動期間を短縮する場合も、同様とする。

第10条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によつて得なければならない。

第11条 任命権者は、条例第9条第2項または第4項の規定により承認を得ようとする場合は、異動期間の延長承認申請書(別記様式第5号)を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、前条の書面および履歴書の写しを添付するものとする。

第12条 任命権者は、毎年5月末日までに、異動期間延長の状況報告書(別記様式第6号)を提出して、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項または第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用短時間勤務制)

第13条 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験または資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第14条 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。

別記様式第3号を削る。

別記様式第2号中「滋賀県人事委員会委員長 様」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に、

「下記」を「、下記」に改め、同様式を別記様式第3号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第4号(第6条関係)

勤務延長の状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県人事委員会委員長

任命権者

職員の定年等に関する規則第6条の規定に基づき、勤務延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

所 属 職 名 氏 名 生年月日	給 料 職 務 内 容	定 年 年 齢 定 年 退職日	勤 務 延 長 の 期 限	勤 務 延 長 を 行 っ た 理 由
(所属)	(給料)	(定年年齢)	年 月 日	
(職名)	職給料表 級 号給	歳		
(氏名)	(職務内容)	(定年退職日)		
(生年月日) 年 月 日		年 月 日		
(所属)	(給料)	(定年年齢)	年 月 日	
(職名)	職給料表 級 号給	歳		
(氏名)	(職務内容)	(定年退職日)		
(生年月日) 年 月 日		年 月 日		

様式第5号(第11条関係)

異動期間の延長承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県人事委員会委員長

任命権者

滋賀県職員の定年等に関する条例第9条〔第2項第4項〕の規定に基づき、異動期間の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

異動期間延長予定者	氏 名		生 年 月 日	
	所 属		給 料	
	職 名		職給料表	
	職 種		級 号 給 円	
	定 年 年 齢		定 年 退 職 日	
	延長前の異動期間の末日	年 月 日		
	延長後の異動期間の末日	年 月 日		
	異 動 期 間 延 長 の 理 由			
さらに異動期間を延長する理由	異動期間延長限	年 月 日までを 年 月 日までに延長する。		
	理 由			

様式第6号(第12条関係)

異動期間延長の状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県人事委員会委員長

任命権者

職員の定年等に関する規則第12条の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

所 属 職 名 氏 名 生年月日	給 料 職 務 内 容	定 年 年 齢 定 年 退職日	延 長 前 の 異動期間の末日 延 長 後 の 異動期間の末日	異動期間の延長 を行った理由
(所属)	(給料)	(定年年齢)	(延長前の異動期間の末日)	
(職名)	職給料表 級 号給	歳	年 月 日	
(氏名)	(職務内容)	(定年退職日)	(延長後の異動期間の末日)	
(生年月日) 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
(所属)	(給料)	(定年年齢)	(延長前の異動期間の末日)	
(職名)	職給料表 級 号給	歳	年 月 日	
(氏名)	(職務内容)	(定年退職日)	(延長後の異動期間の末日)	
(生年月日) 年 月 日		年 月 日	年 月 日	

別記様式第1号中「滋賀県人事委員会委員長 様」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長 様」に、
「職員の定年等に関する条例」を「滋賀県職員の定年等に関する条例」に、「について」を「の承認について、」
に、「まで延長」を「までに延長」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別 記

様式第1号(第4条関係)

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県人事委員会委員長

任命権者

滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、勤務延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

期 限 延 長 予 定 者	氏 名		生 年 月 日	
	所 属			給 料
	職 名			職給料表 級 号給 円
	職 種			
	定 年 年 齢		定 年 退 職 日	
	管 理 監 督 職 上 限 年 齢		延 長 前 の 異 動 期 間 の 末 日	年 月 日
	異 動 期 間 の 延 長 の 根 拠 条 項		異 動 期 間 延 長 の 理 由	
勤 務 延 長 の 理 由	勤 務 延 長 期 限	年 月 日までを 年 月 日までに延長する。		
	理 由			

(職員等の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第7条 職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員または学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 条例第4条第6項または学校職員条例第6条第6項

第1条の2第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に、「」第15条」を「。以下「育児休業条例」という。)第15条」に、「第6項」を「第5項」に、「滋賀県職員の育児休業等に関する条例第16条」を「育児休業条例第16条」に、「滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)」を「任期付職員条例」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。次号において「任期付職員条例」という。)第4条の規定により採用された職員もしくは学校職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 条例第4条第7項または学校職員条例第6条第7項

第9条第2項中「再任用短時間勤務職員等および育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間条例第2条第2項から第4項まで、学校職員の勤務時間条例第3条第2項から第4項までまたは警察職員の勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例第2条第1項、学校職員の勤務時間条例第3条第1項または警察職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、」を削り、同項第1号中「法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員または学校職員(次号において「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「定める額」の右に「(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に職員の勤務時間条例第2条第2項、学校職員の勤務時間条例第3条第2項または警察職員の勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例第2条第1項、学校職員の勤務時間条例第3条第1項または警察職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間条例第2条第4項、学校職員の勤務時間条例第3条第4項または警察職員の勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例第2条第1項、学校職員の勤務時間条例第3条第1項または警察職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乗じて得た額)」を加え、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「人事委員会が別に定める」を「別表第3の管理職手当額欄に定める額に、職員の勤務時間条例第2条第3項、学校職員の勤務時間条例第3条第3項または警察職員の勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例第2条第1項、学校職員の勤務時間条例第3条第1項または警察職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改める。

第17条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に改める。

付則第10項および第11項を次のように改める。

(条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

10 育児休業条例付則第2項の規定により読み替えられた条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(条例付則第17項の規定の適用を受ける職員または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける学校職員の管理職手当の支給額)

11 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける学校職員に対する第9条の規定の適用については、当分の間、同条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

付則に次の1項を加える。

(勤務1時間当たりの給与額に関する特例)

- 12 当分の間、第17条第1項の規定の適用については、同項中「および」とあるのは「ならびに」と、「調整額」とあるのは「調整額ならびに条例付則第19項、第21項、第23項および第24項ならびに学校職員条例付則第19項、第21項および第22項の規定による給料」とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第9条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9級	1種	112,900円
8級	2種	79,800円
7級	3種	65,600円
6級	4種	51,400円
	6種	38,500円
	7種	32,100円
5級	6種	35,400円
	7種	29,500円

2 警察職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9級	2種	83,800円
8級	3種	69,500円
7級	3種	62,900円
	4種	56,000円
6級	4種	52,000円

3 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5級	1種	98,300円
	2種	78,700円
	3種	70,800円
4級	3種	59,900円
	4種	53,300円
	6種	39,900円
	7種	33,300円
3級	6種	34,700円
	7種	28,900円

4 医療職給料表

その1 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当額
4級	1種	115,900円
	2種	92,700円
	3種	83,500円
	4種	74,200円
3級	3種	70,300円
	4種	62,500円

その2 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	3種	67,200円
6級	3種	59,300円
	4種	52,700円
	6種	39,500円

	7種	32,900円
5級	6種	34,500円
	7種	28,700円

その3 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当額
6級	3種	59,900円
	4種	53,200円
	6種	39,900円
	7種	33,300円
5級	6種	35,300円
	7種	29,500円

5 福祉職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
6級	3種	65,600円
5級	4種	51,400円
	6種	38,500円
	7種	32,100円
4級	6種	35,200円
	7種	29,400円

6 高等学校等教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
4級	3種	76,500円
	4種	68,000円
	5種	59,500円
	6種	51,000円
3級	6種	41,500円
	7種	34,600円

7 小学校および中学校等教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
4級	3種	74,600円
	4種	66,300円
	5種	58,000円
	6種	49,800円
3級	6種	40,700円
	7種	33,900円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当額を定める特段の事情があると認められる職を占める職員または学校職員に支給する管理職手当額については、当該職員または学校職員の属する職務の級および当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会の承認を得て定める額とする。

- (1) 当該職員または学校職員の属する職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額未満の額
- (2) 当該職員または学校職員の属する職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額を超える額
- (3) 当該職員または学校職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額
- (4) 当該職員または学校職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

別記様式第3号中「別記様式第3号」を「別記様式第3号(第18条関係)」に改める。

(職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第8条 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、第2条第1号の規定の適用については、同号中「条例第8条または」とあるのは「条例第8条もしくは」と、「調整額」とあるのは「調整額または条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項もしくは学校職員条例付則19項、第21項もしくは第22項の規定による給料」とする。

(職員等の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第9条 職員等の給料の調整額に関する規則(昭和54年滋賀県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。第2条第2項を次のように改める。

- 2 職員等(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

- 3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第3項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第3項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(以下この項において「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。)で除して得た数

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員勤務時間条例第2条第2項、学校職員勤務時間条例第3条第2項または警察職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数

- (3) 育児休業法第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第4条の規定により採用された職員 職員勤務時間条例第2条第4項、学校職員勤務時間条例第3条第4項または警察職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数

- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表ならびにその職務の級および号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員等 当該職員等に適用される給料表および職務の級に応じた別表第2に掲げる額

- (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表および職務の級に応じた別表第3に掲げる額

- 5 第2項および第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第3条を次のように改める。

(端数計算)

第3条 前条第2項、第3項および第5項の規定による給料の調整額ならびに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

付則第4項を次のように改める。

(給料の調整額に関する特例)

- 4 当分の間、第2条第4項および第5項の規定の適用については、同条第4項および第5項中「給料月額」とあるのは「条例付則第27項または学校職員条例付則第25項の規定の適用がないとした場合に受ける給料月額」とする。

付則第5項を付則第6項とし、付則第4項の次に次の1項を加える。

(条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

- 5 条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用

については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 調整基本額表（第2条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

イ 警察職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円

エ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円

オ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円

2級	7,200円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,500円
6級	10,700円

カ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,200円
特2級	9,100円
3級	9,900円 (学校職員条例別表第1の注2に定める職員にあつては、10,200円)
4級	12,500円

キ 小学校および中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
特2級	8,900円
3級	9,700円 (学校職員条例別表第2の注2に定める職員にあつては、10,000円)
4級	12,200円

(職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第10条 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号」の右に「。以下「支給規則」という。」を、「第1条の2に定める職員」の右に「(次号に掲げる職員を除く。)」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「職員等の給与の支給等に関する規則」を「支給規則」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であつて、支給規則別表第1に掲げる職を占めるものおよび第1条の2に定めるもの次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 管理職手当の区分が1種の職を占める職員 11,000円

イ 管理職手当の区分が2種の職を占める職員 9,000円

ウ 管理職手当の区分が3種の職を占める職員 7,000円

エ 管理職手当の区分が4種もしくは5種の職を占める職員または6種の職を占める職員(人事委員会が別に定める職員に限る。)および第1条の2第1号に掲げる職員 5,000円

オ 管理職手当の区分が6種の職を占める職員(エに掲げる職員を除く。)または7種の職を占める職員および第1条の2第2号に掲げる職員 3,000円

第4条第1項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の支給規則別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 管理職手当の区分が1種の職を占める職員 6,000円

イ 管理職手当の区分が2種の職を占める職員 5,000円

ウ 管理職手当の区分が3種の職を占める職員 4,000円

エ 管理職手当の区分が4種もしくは5種の職を占める職員または6種の職を占める職員(人事委員会が別に定める職員に限る。) 3,000円

オ 管理職手当の区分が6種の職を占める職員(エに掲げる職員を除く。)または7種の職を占める職員 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である支給規則別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる職員の区分に応

じ、それぞれ次に定める額

ア 管理職手当の区分が1種の職を占める職員 5,500円

イ 管理職手当の区分が2種の職を占める職員 4,500円

ウ 管理職手当の区分が3種の職を占める職員 3,500円

エ 管理職手当の区分が4種もしくは5種の職を占める職員または6種の職を占める職員(人事委員会が別に定める職員に限る。) 2,500円

オ 管理職手当の区分が6種の職を占める職員(エに掲げる職員を除く。)または7種の職を占める職員 1,500円

第4条第1項第3号から第5号までを削る。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項および第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項第1号および第4条第1項第1号中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(職員等の初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第11条 職員等の初任給調整手当に関する規則(昭和36年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項および付則別表を加える。

- 2 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第2」とあるのは、「付則別表」とする。

付則別表

期 間	額
	円
1年未満	21,000
1年以上2年未満	21,000
2年以上3年未満	18,900
3年以上4年未満	16,800
4年以上5年未満	14,700
5年以上6年未満	12,600
6年以上7年未満	10,500
7年以上8年未満	8,400
8年以上9年未満	6,300
9年以上10年未満	4,200
10年以上11年未満	2,100

(職員等の通勤手当に関する規則の一部改正)

第12条 職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条の2第3項」を「第8条の3第3項」に改める。

第8条の2第1項中「昭和25年法律第261号」の右に「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法」を加え、「、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削る。

第16条第1号ア中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「第28条の2第1項」および「(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日および当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

第17条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(職員等の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第13条 職員等の単身赴任手当に関する規則(平成2年滋賀県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号アを次のように改める。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。)をされたこと。

第5条第3項第8号および第10号中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

別記様式第1号別紙2記入上の注意7中「再任用を」を「定年前再任用(暫定再任用を含む。)」を」に改める。

(職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第14条 職員の住居手当に関する規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「および人事委員会」を「ならびに人事委員会」に改める。

第4条中「第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第15条 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「条例または」を「条例もしくは」に、「または、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)」を「、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第18条第1項もしくは滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)」第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第5条の3第1項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員」に改める。

第5条の4第1項第2号中「滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「および」という。)」を削る。

第8条第1号中「第24条」を「第23条」に改める。

第15条第1項第1号中「法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員等の特勤手当等に関する規則の一部改正)

第16条 職員等の特勤手当等に関する規則(昭和45年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次項」の右に「ならびに付則第4項」を加える。

第5条第4項第1号中「前条」の右に「第1項および第2項(同条第3項および付則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号および第3号において同じ。)ならびに付則第5項」を加え、同項第2号および第3号中「前条」の右に「第1項および第2項ならびに付則第5項」を加える。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、付則に次の4項を加える。

(条例付則第17項の規定の適用を受ける職員の特勤手当基礎額)

2 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第2条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料および」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額および同日に受けていた」とする。

3 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第2条第3項各号または第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特勤手当基礎額は、前項および同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(条例付則第17項の規定の適用を受ける職員の特勤手当に準ずる手当の月額)

4 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第12条の3に規定する異動または公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料および」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額および同日に受けていた」とする。

5 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特勤手当に準ずる手当の月額は、前項および同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(職員等の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正)

第17条 職員等の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和39年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第2項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

(教職調整額の支給等に関する規則の一部改正)

第18条 教職調整額の支給等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員等のへき地手当等に関する規則の一部改正)

第19条 職員等のへき地手当等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、付則に次の4項を加える。

(学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員の規則施行日前のへき地手当の月額)

2 学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第6条第1項に規定する規則施行日の前日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「における」とあるのは、「において受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額および同日において受けていた扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した」とする。

3 学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第6条第2項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の規則施行日前のへき地手当の月額は、前項および同条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員のへき地手当に準ずる手当の月額)

4 学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第6条第1項に規定する規則施行日の前日において当該職員以外の職員であつたものに対する同条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「における給料および扶養手当の月額の合計額(第2号会計年度任用職員にあつては、給料の月額)」とあるのは、「において受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額および同日において受けていた扶養手当の月額の合計額」とする。

5 学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第6条第4項各号に掲げる職員であるもののへき地手当に準ずる手当の月額は、前項および同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第20条 産業教育手当の支給に関する規則(昭和35年滋賀県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

2 給与条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される職員に対する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

付則第3項を削る。

(義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部改正)

第21条 義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則(昭和50年滋賀県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「額」とするを「額)とする」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号から第5号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1再任用職員以外の職員等の項および再任用職員の項ならびに別表第2再任用職員以外の職員等の項および再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第6条第1項または第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(以下「新勤務時間規則」という。)第10条の2第1項

- 第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同項および新勤務時間規則第11条の3第1項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員に対する新勤務時間規則第10条の3の規定の適用については、同条中「地方公務員法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。
(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に関する経過措置)
- 4 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号。以下「令和4年改正条例」という。)付則第16条第2項または第24条第2項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)について準用する。
(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定による採用は、第4条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第2号に規定する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4の規定に基づく採用とみなす。
(職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第6条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第4条から第6条までの規定は、令和4年改正条例付則第2条の規定による勤務延長(令和4年改正条例による改正後の滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号。以下「新条例」という。)第4条の規定により引き続いて勤務させることをいう。)について準用する。この場合において、別記様式第2号中「滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第2項」とあるのは「滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)付則第2条第1項」と読み替えるものとする。
- 7 令和4年改正条例付則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項および次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項および次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。
(1) 基準日以後に新たに設置された職
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 8 令和4年改正条例付則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。
- 9 令和4年改正条例付則第3条第1項および第2項ならびに第4条第1項および第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
(2) 暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験または資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 10 令和4年改正条例付則第3条第5項または令和4年改正条例付則第4条第3項において準用する令和4年改正条例付則第3条第5項に規定する職員の同意は、それぞれ書面によって得なければならない。
- 11 任命権者は、暫定再任用を行う場合または令和4年改正条例付則第3条第3項もしくは令和4年改正条例付則第4条第3項において準用する令和4年改正条例付則第3条第3項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。
- 12 令和4年改正条例付則第8条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項から第14項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第13条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定

する定年をいう。以下この項から第14項までにおいて同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年であるものに限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

13 令和4年改正条例付則第8条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

14 令和4年改正条例付則第8条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第12項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

15 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例付則第16条第3項または第24条第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例付則第16条第2項または第24条第2項(第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和4年改正条例付則第16条第1項または第24条第1項

(職員等の給与の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

16 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第7条の規定による改正後の職員等の給与の支給等に関する規則第9条の規定の適用については、同条第2項第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

17 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員等の給与の支給等に関する規則第9条および第17条第3項の規定を適用する。

(職員等の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

18 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の職員等の給料の調整額に関する規則(次項および第20項において「改正後の給料の調整額規則」という。)第2条第4項の規定を適用する。

19 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給料の調整額規則第2条第3項および第4項の規定を適用する。

20 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)第8条または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第10条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和3年改正法附則第4条第1項または第6条第1項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る旧条例第3条に規定する年齢(令和4年改正条例の施行の日以後に新たに設置された職および同日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢)に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の給料の調整額規則第2条および第3条ならびに前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の給料の調整額規則第2条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

21 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法(以下「令和5年旧法」という。)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「旧法再任用職員」という。)であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第10条の規

定による改正前の給与条例および令和4年改正条例第16条の規定による改正前の学校職員給与条例(次号において「令和5年旧給与条例等」という。)ならびにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として第9条の規定による改正前の職員等の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、令和5年旧給与条例等およびこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として第9条の規定による改正前の職員等の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例等およびこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

- 22 当分の間、第20項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給与条例付則第27項または学校職員給与条例付則第25項の規定の適用がないとした場合に受ける給料月額」とする。

(職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 23 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条第1項および第4条第1項の規定を適用する。

(職員等の通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 24 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与条例第11条第1項第1号もしくは第3号または学校職員給与条例第12条第1項第1号もしくは第3号に掲げる職員であつて、第12条の規定による改正後の職員等の通勤手当に関する規則第16条第1号に規定する常例にあるものは、給与条例第11条第4項の同条第3項または学校職員給与条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項または第6条第1項の規定による採用(令和5年旧法第28条の2第1項の規定により退職した日(令和5年旧法第28条の3または令和3年改正法附則第3条第5項もしくは第6項の規定により勤務した後退職した日および令和5年旧法第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項または令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項または第6条第2項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務した後退職した日および同法第22条の4第1項または令和3年改正法附則第4条第2項もしくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 25 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与条例第11条の2第3項の同条第1項または学校職員給与条例第12条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項または第6条第1項の規定による採用(令和5年旧法第28条の2第1項の規定により退職した日(令和5年旧法第28条の3または令和3年改正法附則第3条第5項もしくは第6項の規定により勤務した後退職した日および令和5年旧法第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項または令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項または第6条第2項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務した後退職した日および同法第22条の4第1項または令和3年改正法附則第4条第2項もしくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- 26 施行日前に、第13条の規定による改正前の職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
(職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 27 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第15条の規定による改正後の職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則第5条および第5条の3の規定を適用する。
- 28 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第15条の規定による改正後の職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則第15条の規定を適用する。
(義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 29 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第21条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則第3条ならびに別表第1および別表第2の規定を適用する。
(雑則)
- 30 第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が別に定める。

滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第4号

滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「条例」という。)付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。)付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号。以下この条および第6条において「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例付則第19項または学校職員条例付則第19項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項または第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)または第3項特例任用職員(同条第3項または第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
- (4) 特定日 条例付則第17項または学校職員条例付則第17項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年人事委員会規則第18号。以下「初任給等規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 条例第3条第1項または学校職員条例第4条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給等規則別表第5に定める初任給基準表(第7条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給等規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 給料月額 条例付則第27項または学校職員条例付則第25項の規定の適用がないとした場合の給料月額をいう。

(10) 上限額 条例第4条第2項または学校職員条例第6条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項または第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあっては、当該給料月額に滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第2条第2項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)第3条第2項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第2条第1項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第3条第1項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

(11) その者の号給等 当該職員に適用される給料表ならびにその職務の級および号給をいう。

(条例付則第19項または学校職員条例付則第19項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 条例付則第19項または学校職員条例付則第19項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格または降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額または減額されることをいう。第5条および第7条から第10条までにおいて同じ。)をされた職員

(条例付則第21項の人事委員会規則で定める職員)

第4条 条例付則第21項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 条例付則第21項に規定する任命をされた日(以下「任命日」という。)以後に育児短時間勤務等をした職員(任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

(2) 任命日の前日から特定日までの間の当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第4号イに規定する公安職俸給表(以下「公安職俸給表」という。)の俸給月額が、増額改定または減額改定(俸給月額の改定をする法令が制定された場合において、当該法令による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が増額または減額されることをいう。第11条において同じ。)をされた職員(他の職への降任等をされた職員に対する条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料の支給)

第5条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号または第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動または初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格または降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格または降号をした日に当該降格または降号がないものとした場合の

同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格または降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格または降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第5条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料の支給)

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項および第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第7条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日以後に第1号、第3号または第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(初任給等規則第19条の2第3項の規定によるものを除く。以下この号において同じ。)または降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格または降号をした日に当該降格または降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格または降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格または降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例付則第23項または学校職員条例付則第21項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料の支給)

第8条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条および次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条および次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場

合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格または降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第9条 第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(初任給等規則第19条の2第3項の規定によるものを除く。)または降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料の支給)

第10条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給等規則第19条の2第3項の規定によるものに限る。）をされた職員または給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間、第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第2号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給等規則第19条の2第3項の規定によるものを除く。）または降号をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する条例付則第24項の規定による給料の支給）

第11条 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、次の各号に掲げる

職員となり、特定日に条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(以下この条において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 任命日以後に育児短時間勤務等をした職員(任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表(1)の職務の級および号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表(1)の職務の級および号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)

(2) 任命日の前日から特定日までの間の当該職員が適用を受けていた公安職俸給表(1)の俸給月額が、増額改定または減額改定をされた職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表(1)の職務の級および号俸に対応する特定日の公安職俸給表(1)の俸給月額欄に掲げる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号および第2号のいずれにも該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号に該当する職員であるものとし、当該職員について適用される基礎俸給月額は、同号に規定する俸給月額について特定日の公安職俸給表(1)の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。

(人事交流等職員に対する条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料の支給)

第12条 初任給等規則第13条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第12条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第12条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第17項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げ

る職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例付則第24項または学校職員条例付則第22項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員または第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第13条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったものおよびこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格または降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員または人事委員会の定めるこれに準ずる職員
(この規則により難い場合の措置)

第13条 条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または学校職員条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または学校職員給与条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第2号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条第2項を次のように改める。

- 2 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第6の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
第3条に次の3項を加える。
- 3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第6の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
 - (1) 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号。以下「服務規程」という。)第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 服務規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数
 - (3) 育児休業法第18条第1項または任期付職員条例第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 服務規程第3条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数
- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表ならびにその職務の級および号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表および職務の級に応じた別表第7に掲げる額
 - (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表および職務の級に応じた別表第7の2に掲げる額
- 5 第2項および第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるとき

は、給料月額額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第3条の2 前条第2項、第3項および第5項の規定による給料の調整額ならびに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第4条第2項中「短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た額とし、」を削り、同条第1号中「地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「職の級」を「職務の級」に改め、「定める額」の右に「(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に服務規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乗じて得た額)」を加え、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「別表第8に掲げる職を占める職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員であるもの」に、「病院事業庁長が別に定める」を「別表第8の3の管理職手当額欄に定める額に、服務規程第3条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改める。

第17条第2項中「滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号。以下「服務規程」という。)」を「服務規程」に改める。

第22条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

滋賀県職員退職手当条例第5条の3	規則で定める年齢	退職の日において定められているその者に係る定年から20年(医師および歯科医師にあつては、15年)を減じた年齢)
滋賀県職員退職手当条例第5条の3の表	規則で定める割合	規則で定める割合(医師および歯科医師にあつては100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である医師および歯科医師にあつては、100分の2))

付則第43項中「付則第36項から前項までに定めるもののほか、」を削り、「病院事業庁長が定める」を「付則第36項から前項までに定めるものおよび病院事業庁長が別に定めるものを除くほか、給与条例の適用を受ける職員の例による」に改める。

付則に次の5項を加える。

(給料の調整額に関する特例)

45 当分の間、第3条第4項および第5項の規定の適用については、同条第4項および第5項中「給料月額」とあるのは「付則第44項の規定の適用がないとした場合に受ける給料月額」とする。

(付則第36項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

46 付則第36項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(付則第36項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

47 付則第36項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(付則第36項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当の支給期間および支給額)

48 付則第36項の規定の適用を受ける第5条第1項第3号に規定する職員に対する同条の規定の適用については、当

分の間、同項中「別表第9」とあるのは、「付則別表第3」とする。

49 付則第36項の規定の適用を受ける付則第13項に規定する職員に対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「付則別表第1」とあるのは、「付則別表第4」とする。

付則別表第2の次に次の2表を加える。

付則別表第3

期間の区分	支給額
1年未満	円 108,000
1年以上2年未満	106,800
2年以上3年未満	105,700
3年以上4年未満	104,500
4年以上5年未満	103,400
5年以上6年未満	102,200
6年以上7年未満	97,400
7年以上8年未満	92,500
8年以上9年未満	87,800
9年以上10年未満	82,900
10年以上11年未満	78,100
11年以上12年未満	72,000
12年以上13年未満	65,900
13年以上14年未満	59,900
14年以上15年未満	53,800
15年以上16年未満	47,500
16年以上17年未満	41,000
17年以上18年未満	34,800
18年以上19年未満	25,700
19年以上20年未満	17,200

付則別表第4

期間の区分	支給額
1年未満	7,000円

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、看護師免許取得日の属する年の4月1日からの年数をいう。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2(第3条関係)

調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円

イ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円

3級	11,800円
4級	14,000円

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円

エ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円

オ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,200円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,500円

別表第8の2の次に次の1表を加える。

別表第8の3(第4条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9級	1種	112,900円
8級	2種	79,800円
7級	3種	65,600円

2 医療職給料表

その1 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当額
4級	1種	115,900円
	2種	92,700円
	3種	83,500円

その2 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当額
6級	4種	59,900円
	5種	53,200円

備考 別表第8に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当額を定める特段の事情があると認められる職を占める職員に支給する管理職手当額については、当該職員の属する職務の級および当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で病院事業庁長が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額未満の額

- (2) 当該職員の属する職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額を超える額
- (3) 当該職員属する職務の級より上位の職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応するこの表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(給料の調整額に関する経過措置)
- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))を除く。)は、改正後の第3条第3項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。以下同じ。))とみなして、改正後の第3条第4項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第3条第3項および第4項の規定を適用する。
- 4 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号。以下「条例」という。)第4条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和3年改正法附則第4条第1項または第6条第1項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)(以下「令和4年改正条例」という。)による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第3条に規定する年齢に達した日がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第3条および第3条の2ならびに前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の第3条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法(以下「令和5年旧法」という。)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「旧法再任用職員」という。)であった職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第14条の規定による改正前の条例(次号において「令和5年旧条例」という。)およびこれに基づく規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として改正前の第3条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、令和5年旧条例およびこれに基づく規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として改正前の第3条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
 - イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変

更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和5年旧条例およびこれに基づく規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

- 6 当分の間、付則第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「付則第48項の規定の適用がないとした場合に受ける給料月額」とする。

(管理職手当に関する経過措置)

- 7 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の第4条の規定の適用については、同条第2項第1号中「別表第8の2」とあるのは、「別表第8の3」とする。

- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第4条の規定を適用する。

(雑則)

- 9 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、病院事業庁長が別に定める。

